農業協同組合法施行規則第六十一条第四項第一号の二	次に掲げる業務	次に掲げるもの及び特定承継会社の業務（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成二十八年法律第百十号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十号	をいう	及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）第百四十一条の二第一項第五号ロ及び第二百九条において同じ。）をいう		
商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）第百二十六条の十七	次に掲げるもの	次に掲げるもの及び特定承継会社の業務（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十号	をいう	及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）第百四十一条の二第一項第五号ロ及び第二百九条において同じ。）をいう		
金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八十一条第十号	第四十二条第三項	第四十二条第三項及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）第百四十一条の二第一項第五号ロ及び第二百九条において同じ。）をいう	金融商品取引業等に関する内閣府令第二百十三条第一項第二十二号	第四十二条第三項	第四十二条第三項及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）		
金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十一条の二第一項第五号ロ	次に掲げる金融機関	次に掲げる金融機関及び特定承継会社	金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九条	とする	及び特定承継会社とする		
株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省令第二号）第十五条第一項	ただし、	第四十二条第三項及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社若しくは	金融商品取引業等に関する内閣府令第二百十一条第十号	第四十二条第三項	第四十二条第三項及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）	ただし、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社若しくは	（いずれも農林水産大臣

（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則の適用関係）

第三十七条　法附則第三十三条第二項の規定により農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省・農林省令第一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える農水産業協同組合貯金保険法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条の二第十号	十　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務に関する事項	十　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務に関する事項
第二十四条	（適格性の認定の申請）	（適格性の認定の申請）
第二十四条第一項	農水産業協同組合は、	農水産業協同組合は、
第六十三条第一項	第六十一条第二項に規定する合併	第六十一条第二項に規定する合併
第六十三条第二項	規定による認可の申請書に	規定による認可の申請書に
第六十一条第二項	合併	合併
第六十三条第二項	合併	合併